

青森県内での就職活動に
おける交通費を助成する
制度もあります！
(最大22,000円)



東京圏から青森への移住・就業で、 最大100万円を支給します！

◆2人以上の世帯の場合の移住 **100万円を支給**

◆単身での移住 **60万円を支給**



移住支援金支給までの主な流れ

Aomori Job
に
対象求人が
掲載される。

対象求人へ
応募

移住
・
就業

※移住・就業の
3か月後
1年以内

移住先の
市町村へ
申請

市町村から
移住支援金を
支給

Aomori Job : 青森県公式マッチングサイト「Aomori Job」

お問合せ先

青森県 商工労働部 労政・能力開発課
(青森県青森市長島1丁目1-1)

TEL: 017-734-9398 E-mail: roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

制度の詳細は
県ホームページへ



マッチングサイトは
こちらから！




1. 支給金額

世帯での移住:100万円 単身での移住:60万円

2. 支給対象者(②~④の要件については、移住先の市町村にご確認ください)

①対象求人に就業した方	マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された方。
②専門人材に該当する方	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。
③テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方。
④関係人口に該当する方	青森県内の市町村や地域の人々と関わりを有する方のうち、市町村が本事業における関係人口と認める方。
⑤起業した方	起業支援金の交付決定を受けた方。

3. その他の要件(次の①及び②は共通、③は上記2の①及び②のみ適用)

①移住元	<ul style="list-style-type: none">・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(直近の1年間は連続)、東京23区内に在住していた方又は東京圏※1に在住し、東京23区内に通勤していた方。※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のこと。ただし、条件不利地域を除きます。
②移住先	<ul style="list-style-type: none">・平成31年4月1日以降に青森県内に住民票の異動を伴い転入した方。※上記2の②~④の方は、令和3年3月16日以降に転入した方が対象です。・申請時において転入後3か月以上1年以内の方。・申請後5年以上継続して青森県内に居住する意思のある方。
③就業	<ul style="list-style-type: none">・移住支援金申請日から5年以上継続して勤務する意思がある方。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p>就業条件</p><ul style="list-style-type: none">・勤務地が青森県内であること。・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p>対象求人(上記2の①のみ)</p><ul style="list-style-type: none">・マッチングサイト掲載求人のうち、対象マークがあるもの※3が対象。※3 三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人は対象外です。</div> <div style="text-align: right;"><p>移住支援 対象</p></div>

4 申請方法

申請書、就業証明書及び本人確認書類に加え、支給対象者の要件を満たすことを証明する書類を移住先の市町村に提出してください。

申請書等の様式及び必要書類については、移住先の各市町村担当課へお問合せください。
各市町村担当課の連絡先は、県ホームページに掲載しています。